

広島県告示第六百十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十年
広島県告示第六百七十二号で指定し、平成十九年広島県告示第七百三十号で変更した広島港
広島地区（その二）の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十九年十一月十六日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

基点一から基点九までを順次結んだ線、基点九と基点二〇を結んだ線、基点二〇から基
点四五までを順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域。

基点一〇から基点一三までを順次結んだ線、基点一三と基点四六を結んだ線及び最大高
潮時の水際線によつて囲まれた区域。

基点一六から基点一九までを順次結んだ線、基点一九と基点一〇を結んだ線、基点一六
と基点四九を結んだ線及び最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域。

基点一三から基点一六までを順次結んだ線及び基点一六から基点四九、基点四八、基点
四七、基点四六、基点一三までの各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域。

二 点の位置（基点の標示角度は真北による。）

基準点 広島市中区江波南一丁目四〇番一号の国土地理院三等三角点「江波」（北緯
三四度二一分五八秒、東經一三三度二六分〇六秒、標高三七・六二メートル）

基点一 基準点から二九二度の方向 七〇〇メートルの点

基点二 基点一から一一八度の方向 五二メートルの点

基点三 基点二から二〇八度の方向 一七八メートルの点

基点四 基点三から二九〇度の方向 三メートルの点

基点五 基点四から二〇八度の方向 二六〇メートルの点

基点六 基点五から一一九度の方向 五〇一メートルの点

基点七 基点六から二〇五度の方向 三一メートルの点

基点八 基点七から一四七度の方向 六メートルの点

基点九 基点八から一一六度の方向 三メートルの点

基点二〇 基点九から一一六度の方向 一四メートルの点

基点二一 基点二〇から一一六度の方向 四メートルの点

基点二二 基点二一から八一度の方向 六メートルの点

基点二三 基点二二から二五度の方向 二九メートルの点

基点二四 基点二三から一九度の方向 五一メートルの点

基点二五 基点二四から一八度の方向 三四七メートルの点

基点二六 基点二五から三五九度の方向 二二メートルの点

基点二七 基点二六から三〇〇度の方向 一六八メートルの点

基点一八	基点二七から二七度の方向	四五メートルの点
基点一九	基点一八から五七度の方向	一五四メートルの点
基点二〇	基点二九から五四度の方向	一〇四メートルの点
基点二一	基点三〇から二九度の方向	一一二メートルの点
基点二二	基点三一から二九七度の方向	四一メートルの点
基点二三	基点三二から二九八度の方向	一八メートルの点
基点二四	基点三三から二九五度の方向	九二メートルの点
基点二五	基点三四から二九五度の方向	四六メートルの点
基点二六	基点三五から五七度の方向	七一メートルの点
基点二七	基点三六から九五度の方向	二一メートルの点
基点二八	基点三七から一九七度の方向	一六メートルの点
基点二九	基点三八から一九八度の方向	一七メートルの点
基点三〇	基点三九から一九七度の方向	一九メートルの点
基点三一	基点四〇から一〇九度の方向	九六メートルの点
基点三二	基点四一から二一一度の方向	三三メートルの点
基点三三	基点四二から八度の方向	三七メートルの点
基点三四	基点四三から三四九度の方向	五二メートルの点
基点三四五	基点四四から七五度の方向	一七メートルの点
基点一〇	基準点から二二二度の方向	五七六メートルの点
基点一三	基点一二から二一〇五度の方向	四二メートルの点
基点一四	基点一二から二六〇度の方向	一一メートルの点
基点一二	基点一一から二九四度の方向	一五メートルの点
基点一五	基点一二から一一五度の方向	一六メートルの点
基点一六	基点一三から一一五度の方向	三〇メートルの点
基点一七	基点一四から一二〇度の方向	二四メートルの点
基点一八	基点一五から一一七度の方向	二六メートルの点
基点一九	基点一六から一五度の方向	二三メートルの点
基点二〇	基点一七から二九五度の方向	四六メートルの点
基点二一	基点一八から三二一度の方向	一三メートルの点
基点二二	基点一三から二九五度の方向	二メートルの点
基点二三	基点一六から二三七度の方向	七メートルの点
基点二四	基点一六から一七六度の方向	六メートルの点
基点二五	基点一六から一一七度の方向	三メートルの点